

「第二期岐阜県公共施設等総合管理基本方針（案）」に対する県民意見募集で寄せられたご意見と県の考え方

■ご意見を募集した期間 : 令和7年2月4日（火）から令和7年3月5日（水）まで

■ご意見をいただいた人数（件数） : 2人（4件）

番号	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
1	<p>○概要版10,11ページについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口はグラフよりも増加するはずである。 	<p>・10-11頁にお示ししている人口の見通しは、岐阜県政策研究会人口動向研究部会が、令和4年3月に公表したものです。人口の年齢構成、自然動態及び社会動態の状況といったこれまでの実績を基に、現在までの傾向が続くとどのような見通しになるのかを、外部の専門家にもご助言をいただきながら、統計的な手法に基づき推計しています。</p>
2	<p>○概要版5,14ページについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新県庁舎の竣工は不要であり、おかしなものだった。 	<p>・県庁舎の建てかえは、旧県庁舎の老朽化による維持・修繕コストの増大が見込まれたことや、災害対策の中核拠点機能を十分に発揮し得る高い耐震性の確保の観点から実施したものです。</p>
3	<p>○本編11,62ページについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅などの県有施設について、昭和56年以前の建物があるが、耐震化工事等は完了しているのか。 	<p>・昭和56（1981）年5月31日以前に、旧耐震基準で建築された建物のうち、耐震性が不十分なものについては、平成29（2017）年度にて耐震補強工事が完了するなど必要な対応を終えています。</p>
4	<p>○本編61ページについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県の公共施設にPFI方式を導入すべきではないと考える。 <p>理由1 : PFIの先進国であった英国が、2018年からPFIの欠陥を認め、PFIから撤退を始めたこと。</p> <p>理由2 : 日本の会計検査院が英国会計検査院に3年遅れてPFIの欠陥を指摘する報告書を出したこと。</p>	<p>・公共施設の再整備等にあたっては、事業の効率性やサービス水準、スケジュールや財政負担等の観点から、最適な手法を総合的に判断してまいります。</p>